

「オープン API のあり方に関する検討会」(第 3 回) 議事要旨

1. 日 時：平成 28 年 12 月 8 日 (木) 10 時 ~ 12 時 10 分
2. 議 題：セキュリティ対策・利用者保護について
3. 議事内容：

※ 討議対象となっている「オープン API におけるセキュリティ対策及び利用者保護に関する基本的な考え方」については、取り纏めが終わった段階で公表等を行う予定です。

【オープン API におけるセキュリティ対策及び利用者保護に関する基本的な考え方】

- 今回、全銀協事務局から、「オープン API におけるセキュリティ対策及び利用者保護に関する基本的な考え方」(以下、「基本的な考え方」という。)の叩き台が示されたのは、大きな第一歩である。場合によっては、FinTech 企業に多少ハードルが高いということもあるかもしれないが、内容的には一通りカバーされており、ケースバイケースで対応していく部分も含めて是非これをベースに検討を進めていただければと思う。
- FinTech 企業と銀行の間のコミュニケーション・ツールとして有用なものになるようにするためにも、「基本的な考え方」の中で、どこが Mandatory で、どこが Optional なのかということについて、事務局としての考え方がわかるように整理しておいた方がよいのではないかと思う。
- FinTech 企業と銀行が一体になって顧客にサービスを提供していこうというオープン API の取組みにおいては、銀行の代理か代理でないかにかかわらず、サービス提供者が顧客との関係で生じる様々な問題についてどう対処していくのが望ましいかという観点が重要であり、そうした観点で「基本的な考え方」がまとめられていることは非常によいことだと思う。利用者に対して、銀行が責任を負うにせよ、FinTech 企業が責任を負うにせよ、相談窓口ははっきりさせようという考え方も評価されるべきと感じる。
- 実際に発生し得るリスクについて、かなりしっかりと検討されていて、具体例も示しながら何が起こり得るのかということ想定されているので、消費者の立場からは安心した。
- 今回提示された「基本的な考え方」を踏まえて、特に FinTech 事業者の方々においては、自分たちのビジネスがこの先うまくやっていけるのかどうかという視点、また、すでに立ち上げて大きくなった事業者だけでなく、これからゼロからビジネスを立ち上げようとしていく事業者に対しても、イノベー

ションを進めていけるような仕組みになっているのかどうかという視点も含めて持ち帰っていただいて検討いただければと考えている。

- 今回提示された「基本的な考え方」は、FinTech 業界からみても非常に素晴らしい案で、基本的には是非このようなかたちで我々も対応していく方向だと考えている。大きな会社だけではなく、今後入ってくる会社から見てどうかという話もあったが、どう運用していくのかといったところで工夫のし甲斐がある部分がいくつかあるように感じているため、FinTech 協会のメンバーと意見を交わしていきたい。

【オープン API におけるリスク対策】

- 実際に何か問題が起こってしまったときの対応についても、充実させた方がよいのではないかと。多くの場合、金融機関のシステムは、問題が起きないことを前提としていて、何か起きた時の対応があまり考えられていなかったケースが過去にも多くあり、実際に問題が発生してしまうと対応がなかなか大変だったということがある。今回も事前的な予防が基本にあって、そのための対策をきちんとしていくということには全く賛成であるが、問題が起きてしまったときの対応方法についても、充実させておくことが現実問題としては大切になる。本検討会があるうちは、金融機関と FinTech 企業で直接話し合うことができるが、各々ビジネスを始めた後についても、情報をシェアリングするような枠組みがあってもよいのではないかと思う。
既存の金融機関と FinTech 業界が組んで、ひとつの新しい FinTech を含む金融サービスという重要インフラの一端を担うという認識を FinTech 業界でも是非持っていて、情報共有を上手にできる体制を整えるということは、ひとつの対応として考えられるのではないかと思う。
- FinTech 企業はテクノロジーに優れた事業者であるため、一旦自分達で収集した情報を束ねたうえで、改めて他の企業に API 公開していくケースがあり得る。その場合、銀行と FinTech 企業との間で何らかの制約を設けたとしても、その先の管理まではできなくなってしまう。この取扱いをどうするかという論点がある。
- リスクを考えた場合、問題の原因が銀行あるいは FinTech 企業以外にあるときに、リスクをどう分担するのかを今後議論しなければならないと思う。また、EU では、情報だけを扱う業者 (AISP) と資金移動を行う業者 (PISP) とでは、かなりレベル感に差をつけているが、情報に関するリスクをどこまで重く受け止めるかということについては、対策のレベル感を考えていくうえで重要になってくると思う。

【利用者との関係】

- 消費者が主な利用者になる場合が多いと思われるため、顧客の同意や説明義務によって理解を促すことが重要となる点については、全く異論はない。FinTechを用いる場合についても、可能な限り、消費者に対する同意・説明を行っていく必要がある。

他方で、一般論として言えば、説明や表示をしておけば大丈夫であろうという考え方はすでに古くなりつつあり、特に FinTech では、適切な説明・表示を行ったとしても、利用者は全く読まないでクリックするということがあり得る。だからといって説明・表示をしなくてもよいというわけではなく、説明・表示をしなければ、業者責任を問われ得るという意味ではやはり説明・表示が必要になるが、説明・表示をしたからといって責任がなくなるわけではない。

説明・表示を行ったとしても、問題は起こり得るだろうということをベースにして、事前、事後対策についてしっかり検討しておく必要があり、そうした観点で「基本的な考え方」を示していただいていることは、大変望ましいことだと思っている。

- 消費者が必ずしも全てを理解しているわけではないことを前提にして、枠組みを考えていく必要があると思う。その意味でいくら説明・表示をしてもダメだろうと思うし、何か起きたときには、一体としてサービスを提供しているとして、責任を銀行に求める人も相当数いると考えられる。銀行と FinTech 企業で対応する際にも、そういった点についてしっかりと運営される体制が必要だと思う。

以 上